

補助金により取得した財産の処分承認申請について

財産処分にあたっては、事前に東京都の承認が必要です！



補助金の原資は、都民の皆様が納めた税金です
補助金により取得した財産の適正な管理をお願いいたします

本紙は保管いただき、事務担当者が変わる場合も、必ず本内容を引き継いでください

1 財産処分について

① 財産処分とは

- ✓ 補助金により取得した土地や施設等（以下「補助財産」）を補助金の交付目的以外に転用、譲渡、廃棄等の処分を行う場合、**事前に都の承認を受ける必要**があります。
- ✓ 耐用年数に基づく処分制限期間内に処分する場合、**補助金相当額の納付が必要**となる場合があります。

② 財産処分の類型

転用

補助財産を補助金の交付目的以外で使用

譲渡

補助財産を他法人等に有償・無償譲渡

交換

補助財産を第三者が所有する財産と交換

貸付

補助財産を他法人等に有償・無償貸付

抵当権設定

借入金の担保として補助財産に抵当権を設定

取壊し

補助財産の使用を中止し、取り壊し

廃棄

補助財産の使用を中止し、廃棄

2 財産処分承認手続きの流れ



承認手続きには、一定期間を要します
時間的余裕をもって計画的に進めてください

事前相談

必ず財産処分する前に、早めに
担当部署にご相談ください。

処分の類型、処分予定日、経緯
等を確認させていただきます。

財産処分承認申請

事前相談により、財産処分承認
申請が必要となった場合は、申
請書類をご提出ください。

審査

申請された財産処分について、
審査を行います。

承認決定

財産処分の承認決定を通知いた
します。

財産処分

必ず財産処分をする前に、
都の承認を受けてください。

3 よくある質問



以下の場合にも
事前に承認手続きが必要です

- ✓ 有償・無償に関わらず、譲渡や貸付を行う場合は、**承認が必要**です。
- ✓ 法人の吸収合併等により、**所有者が変更となる場合は、承認が必要**です。
- ✓ 国と都の補助金により取得した場合、**国だけでなく都の承認も必要**です。
- ✓ 施設の廃止手続きと並行して財産処分の事前相談をすることも**可能**です。
- ✓ 補助財産の一部分（施設の一室等）でも、補助金の交付目的以外で使用する場合は、**承認が必要**です。



財産処分承認申請は不要と決めつけず、
まずはご相談ください。

4 問合せ先・相談窓口

東京都 福祉局 総務部 総務課 事業調整担当
03-5388-3954

※「社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業」についての問合せ先となります。